

# ハラスメント 防止研修の受付中

パワハラ・セクハラ・マタハラ防止は義務です

働きやすい職場

生産性向上

人材定着

優秀な人材採用

有り

ハラスメント  
防止措置

なし

安全配慮義務違反

生産性低下

人材流出

病欠者

自殺者



まずはお問い合わせください

研修・ハラスメント企業診断・企業内アンケート等調査受託中

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人

社会保険労務士 吉国 智彦・井上 隆興

☎0834-34-0567 FAX0834-34-0565

E-mail [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

# 企業の将来への投資

人口減少社会から、人手不足が深刻化。企業の将来を考えると、職場環境改善は最重要課題

## ハラスメント防止研修の概要

ハラスメントの現状(ハラスメントの経験の有無など)

ハラスメントによる損失(被害者・加害者・企業)

企業のハラスメント防止義務(安全配慮義務)

パワハラ 6 類型などハラスメントの形態(過大な要求・過少な要求・制度利用の嫌がらせ)

就業規則との関係(ハラスメント防止規程、業務命令との関係)

ハラスメント防止の工夫(自己のふりかえり・点検)

## 安全配慮義務の履行

### ハラスメント防止対策

- 企業無料診断
- 企業内アンケート調査実施
- 企業内研修(管理者、一般従業員別)
- 外部相談窓口受託
- ハラスメント防止体制構築

### ハラスメント発生

事件が解決しても、企業の信用失墜は消えない。  
最悪、労働者の死亡など取り返しのつかない事態が発生。

**人材確保困難・人材流出**

雇用環境改善の取組みが企業の未来